

シンポジウム 『法の下での経営責任－日本とカナダ』

成 嶋 隆

新潟大学法学部国際交流委員会カナダ担当
CSDP総括責任者

1999年9月4日、新潟大学法学部は新潟大学法学会との共催により『法の下での経営責任－日本とカナダ』と題する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムは、本学部が学術交流協定を締結しているカナダの3つの大学(アルバータ大学、ブリティッシュ・コロンビア大学およびクイーンズ大学)の法学部との提携により、またカナダ政府の助成金CSDP(『カナダ研究開発助成金』)の交付を受けて実施されている日加学術交流事業の一環として行われたものである。

CSDPによる交流事業は、1996年度からの4カ年計画で始められた。各年度の事業はそれぞれ統一テーマをもち、カナダ法政に関する集中講義と国際シンポジウムをその内容としている。

今年度のテーマは、上記の『法の下での経営責任－日本とカナダ』であったが、これは、経営責任に関する両国の法的枠組を相互に比較することをねらったものである。企業が国民経済に大きな影響を及ぼしている現在、企業の経営責任もその範囲と程度において不可避的に拡大している。つまり経営責任には、過誤により取引の相手方に与えた損害の賠償責任、事業活動による環境汚染で第三者にもたらした損害の賠償責任、不当な取引制限についての責任そして企業に与えた損害についての取締役個人の賠償責任など、広範な内容が含まれるのである。カナダにおいても日本においても、これらの経営責任が正義と公

平の原則に基づき適正に分配・賦課されねばならないことについては共通の理解がある。ただ、両国の法制度の違いを反映して、経営責任の具体的などらえかたには相違もある。経済のグローバル化が著しい今日、こうした違いについて相互理解を得ることはきわめて重要であると思われる。

今年度の事業には、2人のカナダ人研究者が講師ないし報告者として招聘された。そして上記のシンポジウムでは、日本側からの2人の報告者を加えて、次の4本の報告がなされた。(なお報告のテキストを次ページ以下に掲載した。)

(1) 「企業による環境破壊と取締役の責任——日本の法律状態——」

新潟大学法学部教授 小島 康裕

(2) 「環境破壊に対する企業の責任」

アルバータ大学教授 デービッド・R・パーシー

(3) 「金融機関の破綻と取締役の法的責任」

新潟大学法学部助教授 山田 剛志

(4) 「第三者への背信行為に対する責任——カナダにおける信認義務違反に対する付加的責任——」

アルバータ大学助教授 ロバート・N・チェンバース